

様式第一（第四十六条関係）

引取業 登録の更新 申請書

| | |
|--------|--|
| ※登録番号 | |
| ※登録年月日 | |

年 月 日

名古屋市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|--|--------------------|
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） | |
| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 |
| | |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | |
| (ふりがな) 氏 名 | |
| 住 所 | (郵便番号) 電話番号 |

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

| | |
|----------------------|--------|
| 名 称 | |
| (ふりがな) 代表者 の氏名 | |
| 住 所 | (郵便番号) |
| 電話番号 | |

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 |
|---------------|-----|
| | |

事業所の名称及び所在地

| | |
|------|--------|
| 名 称 | |
| 所在地 | (郵便番号) |
| 電話番号 | |

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

| |
|--|
| |
|--|

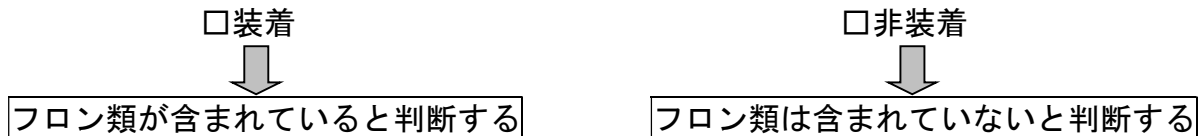
- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否か確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

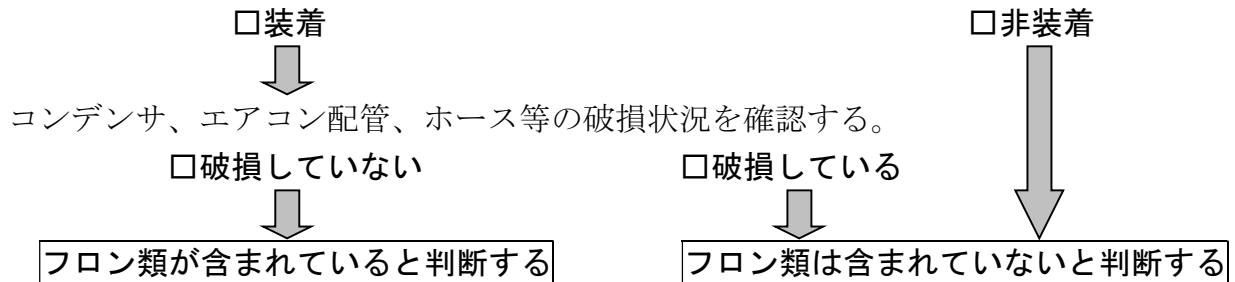
■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



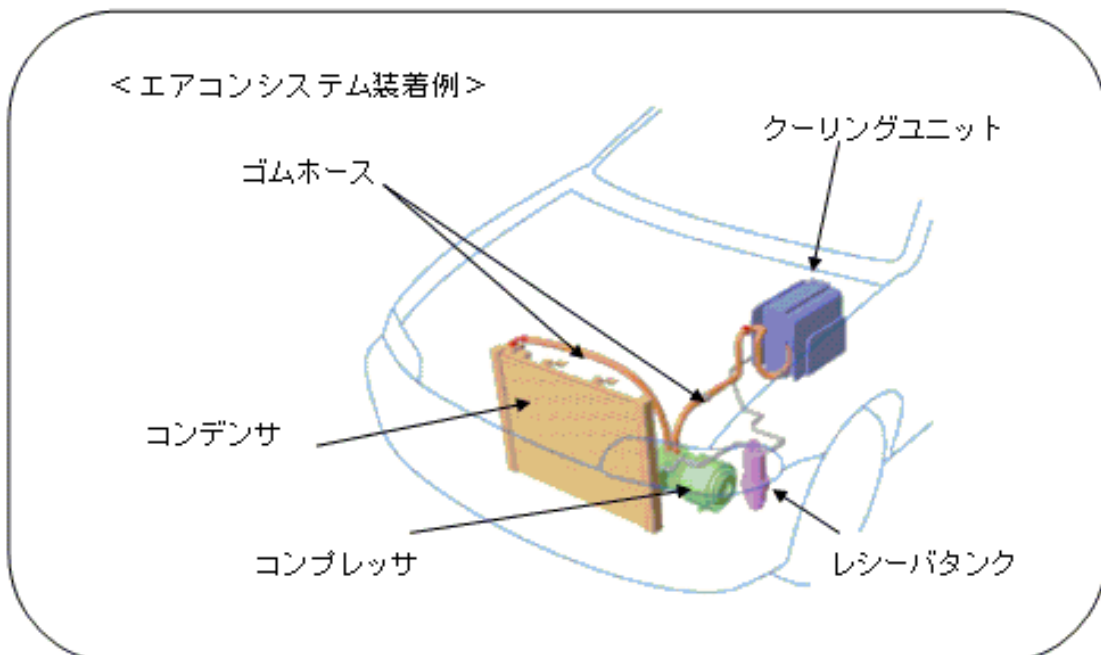
■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認する。



■ 必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



誓 約 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項の登録を受けた者(以下「引取業者」という。)で法人であるものが使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が上記1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記1から5までのいずれかに該当する者があるもの